

◎ 出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正法施行時（一条改正分・平成二十二年七月一日）	改正法公布時（平成二十一年七月十五日）
<p>（上陸の拒否の特例）</p> <p>第四条の二 法第五条の二に規定する法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 外国人に法第二十六条第一項の規定により再入国の許可を与えた場合又は法第六十一条の二の十二第一項の規定により難民旅行証明書を交付した場合であつて、当該外国人が在留資格をもつて在留している場合</p> <p>二 外国人に法第七条の二第一項の規定により証明書を交付した場合又は外国人が旅券に日本国領事官等の査証（法務大臣との協議を経たものに限る。）を受けた場合であつて、法第五条第一項第四号、第五号、第七号、第九号又は第九号の二に該当する特定の事由（以下「特定事由」という。）に該当することとなつてから相当の期間が経過していることその他の特別の理由があると法務大臣（法第六十九条の二の規定により、法第五条の二に規定する権限の委任を受けた地方入国管理局長を含む。）が認める場合</p> <p>2 法第五条の二の規定により外国人について特定事由のみによつては上陸を拒否しないこととしたときは、当該外国人に別記第一号様式による通知書を交付する</p>	<p>（新設）</p>

ものとする。

(仮上陸の許可)

第十二条

1、6 (略)

7 | 法第十三条第六項に規定する收容令書の様式は、別記第十六号の二様式による。

(資格外活動の許可)

第十九条

1、2 (略)

3 第一項の規定にかかわらず、地方入国管理局長において相当と認める場合には、外国人は、地方入国管理局に出頭することを要しない。この場合においては、次の各号に掲げる者（第一号及び第二号については、当該外国人から依頼を受けたもの）が、本邦にある当該外国人に代わつて第一項に定める申請書等の提出及び前項に定める手続を行うものとする。

一 第一項に規定する外国人が経営している機関、雇用されている機関若しくは研修若しくは教育を受けている機関若しくは当該外国人が行う技能、技術又は知識（以下「技能等」という。）を修得する活動の監理を行う団体の職員（以下「受入れ機関等の職員」という。）又は公益法人の職員で、地方入国管理局長が適当と認めるもの

二、三 (略)

4 (略)

5 | 法第十九条第二項の規定により条件を付して新たに

(仮上陸の許可)

第十二条

1、6 (同上)

(新設)

(資格外活動の許可)

第十九条

1、2 (同上)

3 第一項の規定にかかわらず、地方入国管理局長において相当と認める場合には、外国人は、地方入国管理局に出頭することを要しない。この場合においては、次の各号に掲げる者（第一号及び第二号については、当該外国人から依頼を受けたもの）が、本邦にある当該外国人に代わつて第一項に定める申請書等の提出及び前項に定める手続を行うものとする。

一 第一項に規定する外国人が経営している機関若しくは雇用されている機関の職員、当該外国人が研修若しくは教育を受けている機関の職員（以下「受入れ機関等の職員」という。）又は公益法人の職員で、地方入国管理局長が適当と認めるもの

二、三 (同上)

4 (同上)

(新設)

許可する活動の内容は、次の各号のいずれかによるものとする。

一 一週について二十八時間以内（留学の在留資格をもつて在留する者については、在籍する教育機関が学則で定める長期休業期間にあるときは、一日について八時間以内）の収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動（風俗営業若しくは店舗型性風俗特殊営業が営まれている営業所において行うもの又は無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業若しくは無店舗型電話異性紹介営業に従事するものを除き、留学の在留資格をもつて在留する者については教育機関に在籍している間に行うものに限る。）

二 前号に掲げるもののほか、地方入国管理局長が、資格外活動の許可に係る活動を行う本邦の公私の機関の名称及び所在地、業務内容その他の事項を定めて個々に指定する活動

6 | 法第十九条第三項の規定により資格外活動許可を取り消したときは、その旨を別記第二十九号の三様式による資格外活動許可取消通知書によりその者に通知するとともに、その者が所持する資格外活動許可書を返納させ、又はその者が所持する旅券に記載された資格外活動の許可の証印をまつ消するものとする。

（臨時の報酬等）

第十九条の二 法第十九条第一項第一号に規定する業として行うものではない講演に対する謝金、日常生活に伴う臨時の報酬その他の報酬は、次の各号に定めると

（新設）

（臨時の報酬等）

第十九条の二 法第十九条第一項第一号に規定する業として行うものではない講演に対する謝金、日常生活に伴う臨時の報酬その他の報酬は、次の各号に定めると

おりとする。

一、二 (略)

三 留学の在留資格をもつて在留する者で大学又は高等専門学校(第四学年、第五学年及び専攻科に限る。)において教育を受けるものが当該大学又は高等専門学校との契約に基づいて行う教育又は研究を補助する活動に対する報酬

(就労資格証明書)

第十九条の三 法第十九条の二第一項の規定による証明書(以下「就労資格証明書」という。)の交付を申請しようとする外国人は、別記第二十九号の四様式による申請書一通を地方入国管理局に出頭して提出しなければならぬ。

2 前項の申請に当たっては、旅券又は登録証明書等を提示しなければならない。この場合において、第十九条第四項の規定による資格外活動許可書の交付を受けている者にあつては、当該資格外活動許可書を提示しなければならない。

3 (略)

4 就労資格証明書の様式は、別記第二十九号の五様式による。

(在留資格の変更)

第二十条

1 6 (略)

7 法第二十条第三項の規定により在留資格の変更の許可をする場合において、技能実習の在留資格(別表第

おりとする。

一、二 (同上)

(新設)

(就労資格証明書)

第十九条の三 法第十九条の二第一項の規定による証明書(以下「就労資格証明書」という。)の交付を申請しようとする外国人は、別記第二十九号の三様式による申請書一通を地方入国管理局に出頭して提出しなければならぬ。

2 前項の申請に当たっては、旅券又は登録証明書等を提示しなければならない。この場合において、資格外活動許可を受けている者にあつては、第十九条第四項の規定による資格外活動許可書を提示しなければならない。

3 (同上)

4 就労資格証明書の様式は、別記第二十九号の四様式による。

(在留資格の変更)

第二十条

1 6 (略)

7 法第二十条第三項の規定により在留資格の変更の許可をする場合において、特定活動の在留資格への変更

一の二の表の技能実習の項の下欄第二号イ又はロに係るものに限る。)への変更を許可するときは、法務大臣が指定する本邦の公私の機関を記載した別記第三十号の三様式による指定書を交付し、特定活動の在留資格への変更を許可するときは、法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動を記載した別記第七号の四様式による指定書を交付するものとする。

8
(略)

(在留特別許可)

第四十四条 法第五十条第一項の規定により在留を特別に許可する場合には、次項第一号ただし書の規定により上陸の種類及び上陸期間を定める場合を除き、当該許可に係る外国人が旅券を所持しているときは旅券に別記第六十二号様式又は別記第六十二号の二様式による証印をし、旅券を所持していないときは同証印をした別記第三十二号様式による在留資格証明書を交付するものとする。この場合において、次項第一号の規定により、技能実習の在留資格(別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号イ又はロに係るものに限る。)が指定されているときは、本邦の公私の機関を記載した別記第三十一号の三様式により指定書を交付し、特定活動の在留資格が指定されているときは、個々の外国人について特に指定する活動を記載した別記第七号の四様式により指定書を交付するものとする。

2 法第五十条第二項の規定による在留期間その他の条件は、次の各号によるものとする。
一 法別表第一又は法別表第二の上欄の在留資格(技

を許可するときは、法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動を記載した別記第七号の四様式による指定書を交付するものとする。

8
(同上)

(在留特別許可)

第四十四条 法第五十条第一項の規定により在留を特別に許可する場合には、次項第一号ただし書の規定により上陸の種類及び上陸期間を定める場合を除き、当該許可に係る外国人が旅券を所持しているときは旅券に別記第六十二号様式又は別記第六十二号の二様式による証印をし、旅券を所持していないときは同証印をした別記第三十二号様式による在留資格証明書を交付するものとする。この場合において、次項第一号の規定により特定活動の在留資格が指定されているときは、個々の外国人について特に指定する活動を記載した別記第七号の四様式により指定書を交付するものとする。

2 法第五十条第二項の規定による在留期間その他の条件は、次の各号によるものとする。

能実習の在留資格（別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号イ又はロに係るものに限る。）にあつては法務大臣が指定する本邦の公私の機関を、特定活動の在留資格にあつては法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動を含む。）を指定するとともに第三条に基づいて在留期間を定める。ただし、法第二十四条第二号（法第九条第六項の規定に違反して本邦に上陸した者を除く。）、第六号又は第六号の二に該当した者については、法第三章第四節に規定する上陸の種類を定めるとともに第十三条から第十八条までの規定に基づいて上陸期間を定めることができる。

二（略）

（在留資格に係る許可）

第五十六条

1、2（略）

3 法第六十一条の二の二第二項の規定により在留を特別に許可する場合には、別記第六十二号様式又は別記第六十二号の二様式による証印をした別記第三十二号様式による在留資格証明書を交付するものとする。この場合において、技能実習の在留資格（別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号イ又はロに係るものに限る。）を指定するときは、本邦の公私の機関を記載した別記第三十一号の三様式により指定書を交付し、特定活動の在留資格を指定するときは、法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動を記載した別記第七号の四様式による指定書を交付するものとする。

一 法別表第一又は法別表第二の上欄の在留資格（特定活動の在留資格にあつては、法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動を含む。）を指定するとともに第三条に基づいて在留期間を定める。ただし、法第二十四条第二号（法第九条第六項の規定に違反して本邦に上陸した者を除く。）、第六号又は第六号の二に該当した者については、法第三章第四節に規定する上陸の種類を定めるとともに第十三条から第十八条までの規定に基づいて上陸期間を定めることができる。

二（同上）

（在留資格に係る許可）

第五十六条

1、2（同上）

3 法第六十一条の二の二第二項の規定により在留を特別に許可する場合には、別記第六十二号様式又は別記第六十二号の二様式による証印をした別記第三十二号様式による在留資格証明書を交付するものとする。この場合において、特定活動の在留資格を指定するときは、法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動を記載した別記第七号の四様式による指定書を交付するものとする。

4 (略)

(仮滞在の許可)

第五十六条の二 (略)

2 法第六十一条の二の四第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)に規定する仮滞在期間は、六月を超えない範囲内で定めるものとする。

3 8 (略)

(入国者収容所等視察委員会の置かれる入国管理官署等)

第五十九条の三 入国者収容所等視察委員会(以下「委員会」という。)の名称、法第六十一条の七の二第一項に規定する入国管理官署並びに同条第二項及び第六十一条の七の六第一項に規定する担当区域内にある入国者収容所及び収容場(以下「入国者収容所等」という。)並びに出国待機施設は、別表第六のとおりとする。

(委員会の組織及び運営)

第五十九条の四 委員会に委員長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

4 委員会の会議は、委員長が招集する。

5 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を

4 (同上)

(仮滞在の許可)

第五十六条の二 (同上)

2 法第六十一条の二の四第二項に規定する仮滞在期間は、三月を超えない範囲内で定めるものとする。

3 8 (同上)

(新設)

(新設)

6| 開き、議決をすることができない。

7| 前二項に定めるもののほか、委員会の議事に関し必要事項は、委員会が定める。

8| 委員会の庶務は、その置かれる入国管理官署の総務課において処理する。

9| (委員会に対する情報の提供)

第十| 第五十九条の五 法第六十一条の七の四第一項の規定による定期的な情報の提供は、入国者収容所長又は地方入国管理局長（以下「入国者収容所長等」という。）が、毎年度、その年度における最初の委員会の会議において、入国者収容所等に関する次に掲げる事項について、入国者収容所等の運営の状況を把握するのに必要な情報を記載した書面を提出することにより行うものとする。

十一| 一| 入国者収容所等の概要

十二| 二| 収容定員及び収容人員の推移

十三| 三| 入国者収容所等の管理体制

十四| 四| 法第六十一条の七第二項の規定による貸与及び給与の状況

十五| 五| 被収容者の自費による物品の購入並びに物品の授与及び送付の状況

十六| 六| 被収容者に対して講じた衛生上及び医療上の措置の状況

十七| 七| 規律及び秩序を維持するために執った措置の状況

十八| 八| 被収容者による面会及び通信の発受の状況

十九| 九| 被収容者からの意見聴取及び申出の状況

二十| 十| 被収容者からの処遇に関する入国警備官の措置に

(新設)

係る不服申出の状況

2| 法第六十一条の七の六第二項において準用する法第六十一条の七の四第一項の規定による定期的な情報の提供は、出国待機施設の所在地を管轄する地方入国管理局長が、毎年度、その年度における最初の委員会の会議において、出国待機施設の概要、当該施設の入所定員及び使用者数の推移並びに当該施設の利用者からの施設に関する意見の提出状況その他の当該施設の運営に關し特記すべき事項について、出国待機施設の運営の状況を把握するのに必要な情報を記載した書面を提出することにより行うものとする。

3| 法第六十一条の七の四第一項（法第六十一条の七の六第二項において準用する場合を含む。）の規定による必要に応じた情報の提供は、入国者収容所長等が、次に掲げる場合に、委員会の会議において、その状況を把握するのに必要な情報を記載した書面を提出することにより行うものとする。

- 一| 入国者収容所等又は出国待機施設の運営の状況に相当程度の変更があった場合
- 二| 委員会から入国者収容所等又は出国待機施設の運営の状況について説明を求められた場合
- 三| 委員会の意見を受けて措置を講じた場合
- 四| 前三号に掲げるもののほか、入国者収容所長等が入国者収容所等又は出国待機施設の運営の状況について情報の提供をすることが適当と認められた場合

（権限の委任）
第六十一条の二 法第六十九条の二の規定により、次に

（権限の委任）
第六十一条の二 法第六十九条の二の規定により、次に

掲げる法務大臣の権限は、地方入国管理局長に委任する。ただし、第一号、第二号、第三号、第八号、第十号、第十一号、第十三号、第十四号及び第十五号に掲げる権限については、法務大臣が自ら行うことを妨げない。

一 法第五条の二に規定する権限

一の二 法第七条の二第一項に規定する権限

一の三 法第九条第七項に規定する権限

二、四 (略)

四の二 法第十九条第三項に規定する権限

五、六 (略)

六の二 法第二十条の二第二項に規定する権限

七、十七 (略)

第六十三条 法務大臣は、法第七条第一項の規定による上陸のための審査に関し、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号。以下「基準省令」という。）の表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項の下欄の規定により告示をもつて外国人に対する日本語教育を行う教育機関（以下「日本語教育機関」という。）を定める場合には、日本語教育機関の設備及び編制についての審査及び証明（以下「審査・証明」という。）を行うことができる法人による証明を参考とすることができる。

2 前項の法人は次に掲げる要件に適合するものでなければならぬ。

掲げる法務大臣の権限は、地方入国管理局長に委任する。ただし、第二号、第三号、第八号、第十号、第十一号、第十三号、第十四号及び第十五号に掲げる権限については、法務大臣が自ら行うことを妨げない。

(新設)

一 法第七条の二第一項に規定する権限

一の二 法第九条第七項に規定する権限

二、四 (同上)

(新設)

五、六 (同上)

(新設)

七、十七 (同上)

第六十三条 法務大臣は、法第七条第一項の規定による上陸のための審査に関し、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号。以下「基準省令」という。）の表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項及び法別表第一の四の表の就学の項の下欄に掲げる活動の項の下欄の規定により告示をもつて外国人に対する日本語教育を行う教育機関（以下「日本語教育機関」という。）を定める場合には、日本語教育機関の設備及び編制についての審査及び証明（以下「審査・証明」という。）を行うことができる法人による証明を参考とすることができる。

2 前項の法人は次に掲げる要件に適合するものでなければならぬ。

- 一 三 (略)
- 四 過去三年間に外国人に対する日本語教育を事業として行い又は留学の在留資格をもつて在留する外国人の受入れを行つたことがないこと。
- 五 十 (略)

第六十四条 法務大臣が出入国管理及び難民認定法別表

第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する事業上の関係を有する外国の公私の機関を定める省令(平成二十一年法務省令第五十二号)第二号の規定により告示をもつて定める機関(以下「外国機関」という。)

- 一 実習実施機関(本邦にある事業所において技能実習を実施する法人(親会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第四号に規定する親会社をいう。))若しくは子会社(同条第三号に規定する子会社をいう。))の關係にある複数の法人又は同一の親会社をもつ複数の法人が共同で実施する場合はこれら複数の法人)又は個人をいう。以下同じ。)と外国機関が業務上の提携を行つていることその他実習実施機関が外国機関から技能実習生を受け入れる合理的な理由があること。
- 二 外国機関が実習実施機関に技能実習生を派遣することについて、技能実習により修得される技能、技術又は知識(以下「技能等」という。))の移転が外国機関の事業上有益であることその他合理的な理由があること。

- 一 三 (同上)
- 四 過去三年間に外国人に対する日本語教育を事業として行い又は留学若しくは就学の在留資格をもつて在留する外国人の受入れを行つたことがないこと。
- 五 十 (同上)

第六十四条 法務大臣が法第七条第一項の規定による上

陸のための審査に関し、基準省令の表の法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第六号の二の規定により告示をもつて定める研修は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 当該研修が継続的な事業として実施されることにより、当該研修により修得される技術、技能又は知識の本邦から外国への移転が図られること。
- 二 当該研修を事業として行う本邦の公私の機関(以下「事業主体」という。))が、当該研修事業を実施する合理的理由があり、かつ、継続的な事業として行う実施体制を有すること。
- 三 当該研修を受ける者を受け入れる本邦の公私の機関が、当該研修の実施機関として必要な設備及び体制を有すること。
- 四 事業主体以外の受入れ機関がある場合は、当該事業主体の役員で当該事業の運営について責任を有するものが、当該事業主体以外の受入れ機関において行われる研修の実施状況について、三月につき少なくとも一回監査を行いその結果を当該事業主体の所在地を管轄する地方入国管理局の長に報告することとされていること。

2 法務大臣は、前項の告示に当たつて、外国人の技能実習に係る専門的評価（以下「技能実習評価」という。）を行うことができる法人による評価を参考とすることができ。

3 前項の法人は次に掲げる要件に適合するものでなければならぬ。

一 営利を目的とする法人でないこと。

二 技能実習評価事業を適確かつ円滑に実施するために必要な経理的基礎を有すること。

三 外国機関から派遣される者が従事しようとする技能実習について利害関係を有しないこと。

四 過去三年間に外国人に対する研修若しくは技能実習を事業として行い又は研修若しくは技能実習の在留資格をもつて在留する外国人の受入れを行ったことがないこと。

五 技能実習評価事業以外の業務を行つているときは、その業務を行うことによつて技能実習評価事業の運営が不公正になるおそれがないこと。

六 役員の構成が技能実習評価事業の公正な運営に支障を及ぼすおそれがないものであること。

七 役員に過去五年間に外国人の研修又は技能実習に係る不正行為を行ったことがある者がいないこと。

八 役員に過去五年間に外国人の研修又は技能実習に係る不正行為を行ったことがある団体に所属していた者がいないこと。

九 技能実習評価を行うための五人以上の委員により構成される委員会を有すること及び当該委員の半数以上が外国人の技能実習について専門的知識又は識

2 法務大臣は、前項の告示に当たつて、外国人の研修に係る専門的評価（以下「研修評価」という。）を行うことができる法人による評価を参考とすることができ。

3 前項の法人は次に掲げる要件に適合するものでなければならぬ。

一 営利を目的とする法人でないこと。

二 研修評価事業を適確かつ円滑に実施するために必要な経理的基礎を有すること。

三 当該研修の実施について利害関係を有しないこと。

四 過去三年間に外国人に対する研修を事業として行い又は研修の在留資格をもつて在留する外国人の受入れを行ったことがないこと。

五 研修評価事業以外の業務を行つているときは、その業務を行うことによつて研修評価事業の運営が不公正になるおそれがないこと。

六 役員の構成が研修評価事業の公正な運営に支障を及ぼすおそれがないものであること。

七 役員に過去三年間に外国人の研修に係る不正行為を行ったことがある者がいないこと。

八 役員に過去三年間に外国人の研修に係る不正行為を行ったことがある団体に所属していた者がいないこと。

九 研修評価を行うための五人以上の委員により構成される委員会を有すること及び当該委員の半数以上が外国人の研修について専門的知識又は識見を有す

見を有する者であること。

十 当該委員が、外国機関から派遣される者が従事しようとする技能実習について利害関係を有しないこと及び外国人に対する研修若しくは技能実習を事業として行う団体又は研修若しくは技能実習の在留資格をもつて在留する外国人の受入れを行う団体に所属していないこと。

十一 当該委員会の事務に従事する常勤の職員が五人以上いること。

十二 公平かつ適正な技能実習評価を行うことができずる手続を定めていること。

十三 当該委員会の委員及び常勤職員に外国人の研修又は技能実習に係る不正行為を行ったことがある者がいないこと。

十四 当該委員会の委員及び常勤職員に過去三年間に外国人の研修又は技能実習に係る不正行為を行ったことがある団体に所属していた者がいないこと。

第六十五条 法務大臣が出入国管理及び難民認定法別表

第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令（平成二十一年法務省令第五十三号）第一条第一号トの規定により告示をもつて定める監理団体は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 当該監理団体の継続的な事業として技能実習が実施されることにより、技能実習により修得される技能等の本邦から外国への移転が図られること。
- 二 当該監理団体が技能実習事業を実施する合理的理

る者であること。

十 当該委員が当該研修の実施について利害関係を有しないこと及び外国人に対する研修を事業として行い又は研修の在留資格をもつて在留する外国人の受入れを行っている団体に所属していないこと。

十一 当該委員会の事務に従事する常勤の職員が五人以上いること。

十二 公平かつ適正な研修評価を行うことができる手続を定めていること。

十三 当該委員会の委員及び常勤職員に外国人の研修に係る不正行為を行ったことがある者がいないこと。

十四 当該委員会の委員及び常勤職員に過去三年間に外国人の研修に係る不正行為を行ったことがある団体に所属していた者がいないこと。

（新設）

由があり、かつ、継続的な事業として行う実施体制を有すること。

三 当該監理団体が技能実習を監理する団体として必要な体制を有すること。

2| 前条第二項及び第三項の規定は、前項の告示に係る技能実習について準用する。この場合において、同条第三項第三号及び第十号中「外国機関から派遣される者が従事しようとする技能実習」とあるのは、「当該団体が監理を行おうとする技能実習」と読み替えるものとする。

第六十六条 法務大臣が法第七条第一項の規定による上陸のための審査に関し、基準省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定又は法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定により告示をもつて定める技能実習は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 当該技能実習が継続的な事業として実施されることにより、当該技能実習により修得される技能等の本邦から外国への移転が図られること。

二 基準省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定により告示をもつて定める技能実習については、実習実施機関が当該技能実習事業を実施する合理的理由があり、かつ、継続的な事業として行う実施体制を有すること。

(新設)

2|

三| 実習実施機関が当該技能実習の実施機関として必要な設備及び体制を有すること。
 第六十四条第二項及び第三項の規定は、前項の告示に係る技能実習について準用する。この場合において、同条第三項第三号及び第十号中「外国機関から派遣される者が従事しようとする技能実習」とあるのは、「当該告示に係る技能実習」と読み替えるものとする。

別表第一（第一条関係）

都道府県	港名
(略)	(略)
茨城 福島 (略)	空 港名 (略)
百里 (略)	福 島 (略)

別表第二（第三条関係）

在留資格	在留期間
(略)	(略)
技能実習	一 法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イ又はロに掲げる活動を行う者にあつては、一年又は六月 二 法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号イ又はロに掲げる活動を行う者にあつては、一年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について

別表第一（第一条関係）

都道府県	港名
(同上)	(同上)
福 島 (新設) (同上)	空 港名 (同上)
福 島 (新設) (同上)	福 島 (新設) (同上)

別表第二（第三条関係）

在留資格	在留期間
(同上)	(同上)
(新設)	(新設)

(略)	て指定する期間
(略)	(略)
留学	二年三月、二年、一年又は六月
(削る)	(削る)
(略)	(略)
家族滞在	三年、二年三月、二年、一年三月、一年、六月又は三月
(略)	(略)

別表第三（第六条、第六条の二、第二十条、第二十一条の二、第二十四条関係）

研究	法別表第一の二の表の研究の項の下欄に掲げる活動	一 (略) 二 本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において研究を行う業務に従事しようとする場合 イ、ロ (略) ハ 外国の事業所（転勤の直前一年以内に申請人が研究の在留資格をもつて本邦に在留していた期間がある場合には、当該期
在留資格	(略)	資料
活動	(略)	

(同上)	(同上)
留学	二年三月、二年、一年三月又は一年
就学	一年三月、一年又は六月
(同上)	(同上)
家族滞在	三年、二年、一年、六月又は三月
(同上)	(同上)

別表第三（第六条、第六条の二、第二十条、第二十一条の二、第二十四条関係）

研究	法別表第一の二の表の研究の項の下欄に掲げる活動	一 (同上) 二 本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において研究を行う業務に従事しようとする場合 イ、ロ (同上) ハ 外国の事業所における職務内容及び勤務期間を証する文書
在留資格	(同上)	資料
活動	(同上)	

技能実習	(略)	企業内転 勤	(略)
掲げる活 動	(略)	法別表第 一の二の 表の企業 内転勤の 項の下欄 に掲げる 活動	(略)
イ 技能実習の内容、必要 性、実施場所、期間及び 到達目標（技能実習の成 果を確認する時期及び方 法を含む。）を明らかに する技能実習計画書	(略)	一、二（略） 三 外国の事業所（転勤の直 前一年以内に申請人が企業 内転勤の在留資格をもつて 本邦に在留していた期間が ある場合には、当該期間に 業務に従事していた本邦の 事業所を含む。）における 職務内容及び勤務期間を証 する文書 四、六（略）	間（略） に業務に従事していた 本邦の事業所を含む。） における職務内容及び勤 務期間を証する文書 ニ、ヘ（略）

(新設)	(同上)	企業内転 勤	(同上)
(新設)	(同上)	法別表第 一の二の 表の企業 内転勤の 項の下欄 に掲げる 活動	(同上)
(新設)	(同上)	四、六 (同上)	間（略） に業務に従事していた 本邦の事業所を含む。） における職務内容及び勤 務期間を証する文書 ニ、ヘ（同上）

ロ 本邦入国後に行う講習の期間中の待遇を明らかにする文書

ハ 帰国後本邦において修得した技能等を要する業務に従事することを証する文書

ニ 基準省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動の項（以下「基準省令の技能実習第一号の項」という。）の下欄第五号イに規定する送出し機関の概要を明らかにする資料

ホ 基準省令の技能実習第一号イの項の下欄第五号に規定する実習実施機関の登記事項証明書、損益計算書の写し、常勤の職員の数を明らかにする文書及び技能実習生名簿

ヘ 外国の所属機関と本邦の実習実施機関の関係を示す文書

ト 外国の所属機関における職務内容及び勤務期間

を証する文書
チ 送し機関及び実習実
施機関と当該外国人の間
に締結された技能実習実
施に係る契約書の写し
リ 実習実施機関における
労働条件を当該外国人が
理解したことを証する文
書
ヌ 基準省令の技能実習第
一号イの項の下欄第九号
に規定する技能実習指導
員の当該技能実習におい
て修得しようとする技能
等に係る経歴を証する文
書
ル 本邦外において講習又
は外部講習を受けた場合
は、当該講習又は外部講
習の内容、実施機関、実
施場所及び期間を証する
文書
二 法別表第一の二の表の技
能実習の項の下欄第一号ロ
に掲げる活動を行おうとす
る場合 前号イからホまで
及びチからルまでに掲げる
もののほか、次に掲げる資

料イロ 職歴を証する文書
国籍若しくは住所を有する国の国若しくは地方公共団体の機関又はこれらに準ずる機関から推薦を受けていることを証する文書

ハ 基準省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項（以下「基準省令の技能実習第一号ロの項」という。）の下欄第六号に規定する監理団体の登記事項証明書、定款、技能実習生受入れに係る規約、損益計算書の写し、常勤の職員の数を明らかにする文書及び技能実習生名簿

ニ 監理団体と送出し機関との間に締結された技能実習実施に係る契約書の写し

ホ 監理団体が出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項

の下欄に規定する団体の要件を定める省令（平成二十一年法務省令第五十三号）第一条第一号イからへまでのいずれかに該当する場合は、当該監理団体が技能実習の運営に關し我が国の国若しくは地方公共団体又は独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）からの資金その他の援助及び指導を受けていることを明らかにする文書

へ
監理団体が監理に要する費用を徴収する場合は、当該費用の負担者、金額及び用途を明らかにする文書

ト
基準省令の技能実習第一号ロの項の下欄第六号ニに規定するあつせん機関がある場合は、その概要を明らかにする資料及び常勤職員名簿

<p>三 法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号イに掲げる活動を行おうとする場合 第一号イ、ハ及びチから又までに掲げるもののほか、次に掲げる資料イ 基礎二級の技能検定（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条第二項に規定する技能検定をいう。）その他これに準ずる検定又は試験に合格していることを証する文書の写し</p>	<p>四 </p> <p>ロ 技能実習の進ちよく状況を明らかにする文書</p> <p>ハ 年間の収入及び納税額に関する証明書</p> <p>ニ 実習実施機関が受け入れられている技能実習生名簿</p> <p>法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号ロに掲げる活動を行おうとする場合 第一号イ、ハ及びチから又までに掲げる資料、前号イからニまでに掲げる資料並びに監理団体が受</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(削る)	留学 (略)	
(削る)	法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動	
(削る)	<p>一 教育を受けようとする機関の入学許可書の写し</p> <p>二 (略)</p> <p>三 申請人が研究生又は聴講生として教育を受けようとする場合には、当該機関からの研究内容又は科目及び時間を証する文書</p> <p>四 申請人が基準省令の表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項(以下「基準省令の留学の項」という。)の下欄第一号ハに該当する活動を行う場合は、卒業証明書及び経歴を明らかにする文書</p>	<p>簿 け入れている技能実習生名</p>

就学	留学 (同上)	
法別表第一の四の表の就学の項の下	法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動	
<p>一 教育を受けようとする機関の入学許可書の写し</p> <p>二 卒業証明書及び経歴を明らかにする文書</p>	<p>一 教育を受けようとする機関の入学許可書の写し、研究生又は聴講生として教育を受けようとする場合には、当該機関からの研究内容又は科目及び時間を証する文書</p> <p>二 (同上)</p> <p>(新設)</p>	<p>(同上)</p>

技能実習	在留資格	別表第三の二（第二十一条、第二十一条の二関係）	(略)	(略)	(略)	研修					
	活動							(略)	(略)	法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動	法別表第一の三（略）
	資料							(略)	一 法別表第一の二の表の技	四 一 三 基準省令の表の法別表第一の四の表の研修の項（以下「基準省令の研修の項」という。）の下欄第四号に規定する研修指導員の当該研修において修得しようとする技能等に係る職歴を証する文書 五 送出し機関の概要を明らかにする資料 六 基準省令の研修の項の下欄第四号に規定する受入れ機関の登記事項証明書及び損益計算書の写し	

技能実習	在留資格	別表第三の二（第二十一条、第二十一条の二関係）	(同上)	(同上)	(同上)	研修					
	活動							(新設)	(同上)	欄に掲げる活動	三 在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書、当該外国人以外の者が経費を支弁する場合には、その者の支弁能力を証する文書及びその者が支弁するに至つた経緯を明らかにする文書
	資料							(新設)	(同上)	四 一 三 （同上） 研修を指導する者の当該研修に係る職歴を証する文書 五 派遣機関の概要を明らかにする資料 六 受入機関の登記事項証明書、損益計算書の写し、常勤の職員の数明らかにする文書及び研修生名簿	

一の二の
表の技能
実習の項
の下欄に
掲げる活
動

能実習の項の下欄第一号イ
又は第二号イに掲げる活動
を行おうとする場合
イ 技能実習の内容、実施
場所、期間、進ちよく状
況及び到達目標（技能実
習の成果を確認する時期
及び方法を含む。）を明
らかにする技能実習計画
書
ロ 実習実施機関と当該外
国人の間に締結された技
能実習実施に係る契約書
の写し
ハ 実習実施機関における
労働条件を当該外国人が
理解したことを証する文
書
ニ 年間の収入及び納税額
に関する証明書
ホ 実習実施機関が受け入
れている技能実習生名簿
法別表第一の二の表の技
能実習の項の下欄第一号ロ
又は第二号ロに掲げる活動
を行おうとする場合 前号
に掲げる資料及び監理団体
が受け入れている技能実習

別表第四（第六条の一関係）	本邦に上陸しようとする者	代理人	研修	(略)	留学	(略)	生名簿
			法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動	(略)	法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動	(略)	
			研修の内容、実施場所、期間、進ちよく状況及び待遇を証する文書	(略)	一 教育を受けている機関からの在学証明書及び成績証明書（申請人が基準省令の留学の項の下欄第一号ハに該当する活動を行う場合にあっては、出席状況を記載した成績証明書）	(略)	

別表第四（第六条の一関係）	本邦に上陸しようとする者	代理人	研修	(同上)	留学	(同上)	生名簿
			法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動	(同上)	法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動	(同上)	
			一 研修を受けている機関からの研修の内容、場所、期間、進ちよく状況及び待遇を証する文書 二 当該機関からの研修生名簿	(同上)	一 教育を受けている機関からの在学証明書及び成績証明書 二 (同上)	(同上)	

<p>する者（以下「本人」という。）が本邦において行おうとする活動</p>	<p>(略)</p> <p>法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に掲げる活動（技能実習）</p>	<p>(略)</p> <p>法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動（留学）</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>一 法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動を行おうとする場合 実習実施機関の職員</p> <p>二 法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動を行おうとする場合 監理団体の職員</p>	<p>(略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 本人が基準省令の留学の項の下欄第一号イ又はロに該当する活動を行う場合は、次に掲げる者</p> <p>ア 本人に対して奨学金を支給する機関その他の本人の学費又は滞在費を支弁する機関の職員</p> <p>イ 本人の学費又は滞在費を支弁する者</p> <p>ウ 本邦に居住する本人の親族</p>
<p>する者（以下「本人」という。）が本邦において行おうとする活動</p>	<p>(同上)</p> <p>(新設)</p>	<p>(同上)</p> <p>法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動（留学）</p>
<p>(同上)</p>	<p>(同上)</p> <p>(新設)</p>	<p>(同上)</p> <p>一 (同上)</p> <p>二 本人に対して奨学金を支給する機関その他の本人の学費又は滞在費を支弁する機関の職員</p>

<p>法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動（研修）</p>	<p>（削る）</p>	
<p>受入れ機関の職員</p>	<p>（削る）</p>	<p>三 本人が基準省令の留学の項の下欄第一号ハに該当する活動を行う場合は、次に掲げる者</p> <p>ア 本人が交換学生である場合における学生交換計画を策定した機関の職員</p> <p>イ 本人が高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）において教育を受けようとする場合にあっては本邦に居住する本人の親族</p> <p>四 （削る）</p>

<p>法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動（研修）</p>	<p>法別表第一の四の表の就学の項の下欄に掲げる活動（就学）</p>	
<p>本人を受け入れる本邦の機関の職員</p>	<p>一 本人が教育を受ける本邦の機関の職員</p> <p>二 本人が交換学生である場合に於ける学生交換計画を策定した機関の職員</p> <p>三 本人が高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）において教育を受けようとする場合に於ては本邦に居住する本人の親族</p>	<p>三 本人の学費又は滞在費を支弁する者</p> <p>四 本邦に居住する本人の親族</p>

(略) (略) (同上) (同上)

別表第六(第五十九条の三関係)

名称	入国管理官署	担当区域内にある入国者収容所等及び出国待機施設
東日本地区入国者収容所等視察委員会	東京入国管理局	一 入国者収容所 二 札幌入国管理局、仙台入国管理局及び東京入国管理局の収容場 三 別表第五の一の項の下欄に掲げる施設
西日本地区入国者収容所等視察委員会	大阪入国管理局	一 入国者収容所 二 名古屋入国管理局、大阪入国管理局、広島入国管理局、高松入国管理局及び福岡入国管理局の収容場 三 別表第五の二及び三の項の下欄に掲げる施設

(新設)